

千葉県環境基本計画（骨子案）

※本計画の構成や内容については、施策の展開方向などを検討する中で、柔軟に見直しを行います。

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節 計画策定趣旨

- ・ 現行計画が目標年次（平成 30 年度）を迎え、環境及び社会経済の状況の変化や計画の評価・検証結果等を踏まえると、計画を全面的に改訂する必要があります。そこで、千葉県の環境における目指す姿やそれを実現するための施策を総合的、体系的に明らかにし、あらゆる主体が一丸となって環境保全に取り組んでいくため、千葉県環境基本計画を策定しました。

第 2 節 計画の位置付け

- ・ 本計画は、千葉県環境基本条例第 9 条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定するものであり、本県の環境保全に関する最も基本となる計画です。
- ・ 千葉県総合計画を踏まえ、環境分野の基本計画として、個別計画に施策の基本的方向性を与えるものであり、具体的な施策は、各分野の個別計画において定めます。
- ・ 県の施策はもとより、県民、事業者などに期待される取組を含め、各主体の連携・協働を図りながら、環境の保全・回復を一体となって進めるための計画です。

※計画案では関連図を挿入します。

第 3 節 計画期間

- ・ 平成 31 年（2019 年）度を初年度とし、平成 40 年（2028 年）度を目標年次とする 10 年計画とします。
- ・ 環境に関する新たな課題や、社会経済情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

※施策によっては、期間内の目標年次を定めることも検討します。

第 4 節 計画の構成

第2章 計画の目標

第1節 環境問題等に対する基本認識

1 環境問題全体を通じた基本認識

- ・私たちは豊かな環境によってもたらされる恩恵を享受しており、千葉の良好な環境を次世代へと引き継ぐ責務があります。
- ・私たちは、人の活動が環境に大きな負荷を加え続けていることを一人一人が認識し、環境に配慮するよう日々の暮らしを見直すとともに、持続可能な経済システムを構築していかなければなりません。

2 地球温暖化

- ・気候変動に関する政府間パネルの報告によると、地球温暖化は疑いの余地がなく、その主な原因は、人類の活動に伴い発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増加である可能性が極めて高いとされています。
- ・今後、更に気温が上昇した場合は、気候システムが地球規模で大幅に変化することにより、様々な分野で大きな影響をもたらすことが予測されています。
- ・二酸化炭素の排出量を削減するためには、再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの促進をさらに進めるとともに、全ての主体が、地球温暖化の問題は一刻の猶予もない状況であることを認識した上で、それぞれの役割を自覚し、相互に連携しながら、主体的に行動していく必要があります。
- ・温室効果ガスの排出抑制等を行う「緩和」を進めることも重要ですが、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応」も同時に進めていく必要があります。

3 循環型社会

- ・県民や事業者、国、県、市町村等の取組により、廃棄物の減量化が図られ、廃棄物の排出量は減少傾向にあります。本県の廃棄物処理を取り巻く現状を見ると、解決しなければならない課題があります。
- ・一般廃棄物については、県民一人が1日に排出する家庭系ごみの量は近年減少幅が縮小しており、特に、3Rの中でも環境への負荷を低減する効果の高い2R（リデュース・リユース）を重点的に推進していく必要があります。
- ・産業廃棄物については、高度経済成長期に集中的に整備された公共インフラ等の老朽化が進んでおり、排出量の増加が懸念されることから、引き続き排出抑制、再資源化を促進し、最終処分量を減らす必要があります。

4 自然環境

- ・本県には、緑豊かな房総丘陵、美しい海岸線、東京湾に残された貴重な干潟、様々な動植物が生息・育成する里山・里海など、豊かで多様な自然に恵まれており、この豊かな自然を未来に引き継いでいくため、自然環境を保全し、自然と共生を図る必要があります。
- ・捕獲の担い手の減少や耕作地の放棄、飼育していた動物の放棄などにより生じた外来生物や有害鳥獣の増加は、生態系への影響ばかりでなく、農業や生活環境にも問題を生じさせていることから、早急に対策を強化する必要があります。

5 生活環境

- ・本県の大気環境については、二酸化いおう、二酸化窒素等が全測定局で環境基準を達成するなど、改善の傾向にあります。光化学オキシダントは、全測定局で環境基準が達成されておらず、微小粒子状物質（PM2.5）については、環境基準が達成されていない測定局があります。
- ・本県の水環境については、水質の環境基準達成率が全国平均を下回っており、特に湖沼・海域などの閉鎖性水域においては改善が進んでいません。
- ・良好な大気・水環境を保全するため、引き続き、継続した監視を行い、環境を汚染する物質の排出者に対する指導や排出量を削減するための取組を進める必要があります。

6 環境を守り育てる人・ネットワーク

- ・地球温暖化問題を含め、循環型社会の構築や、豊かな自然・大気・水環境の保全、野生生物の保護と適正管理など、多岐にわたる環境問題を解決し、将来にわたって千葉県環境を守り育てるためには、豊かな感受性を持ち、解決に向けた力を身につけた、主体的に行動できる人材の育成が重要です。そのため、環境学習など一人一人が環境に対する意識を育む活動を一層推進する必要があります。
- ・環境保全の取組は、それぞれが独立して行われるのではなく、各々が持つ人材や情報の交流、協働により、一層効果的なものとなることが期待されることから、各主体間のネットワークづくりを進めていくことが重要です。

第2節 目指す将来の姿

※現計画の基本目標（「ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく」）の趣旨は変更せずに、覚えやすくわかりやすいキャッチフレーズにします。

例) 「次世代に引き継ぐ、環境と調和した持続可能な社会」
「みんなでつくる 自然豊かで持続可能な千葉県」

第3節 基本目標

1 地球温暖化対策の推進

県民、企業、行政など全ての主体が一体となって、温室効果ガスを削減し、地域レベルでの地球温暖化対策に取り組みます。

2 循環型社会の構築

廃棄物の減量化や再資源化を推進し、「もの」を大切に作る社会を築きます。
産業廃棄物の適正処理に向けた取組を推進します。

3 豊かな自然環境の保全と自然との共生

本県の豊かな自然環境を保全し、自然との共生を図ります。

4 野生生物の保護と適正管理

野生動植物の種の保存を図るとともに、特定の鳥獣の著しい増加や生態系等への影響を及ぼす外来種の侵入を防ぎ、生物多様性を保持します。

5 安全で安心な生活環境の保全

良好な大気環境や、騒音の少ないくらしの確保を図ります。
河川・湖沼・海域などの水環境や、土壌・地下水などの地質環境を保全します。

第4節 各主体の基本的役割

※「県民（市民活動団体を含む）」「事業者」「市町村」「県」が果たすべき基本的な役割を記載します。

第5節 基本目標の実現に必要な視点

基本目標の実現に向けて、次に示す視点を踏まえて、施策を展開していきます。

1 自主的な取組の促進

県民一人一人が環境に対して豊かな感受性を持ち、自分の生活のなかで環境のために何ができるかを考え、行動していくよう、一人一人の意識を育む活動を一層推進します。

2 ネットワークの構築

県民、市民活動団体、事業者、市町村、県、それぞれが協力しながらその役割を果たしていけるよう、各主体間のネットワークの構築を進めていきます。

3 環境と経済の好循環

環境負荷の少ない、持続可能な社会を構築するためには、環境と経済を両立させていくことが重要です。

そのため、経済活動に環境への配慮を組み込んでいくための取組を進めるとともに、環境保全を経済的制約としてではなく、産業振興や地域活性化を図るためのツールととらえ、環境保全に貢献する産業の振興を図ることにより、環境と地域経済の好循環を目指します。

第3章 施策の展開方向

※6つの政策分野と22の施策項目を設定し、各施策項目に「現況と課題」「目指す環境の姿」「主な取組」「関連する個別計画」「計画の進捗を表す指標」を示します。

※「施策項目」及び「主な取組項目」については、施策の展開方向を検討する中で、わかりやすいまとまりとなるよう、柔軟に見直しを行っていきます。

第1節 地球温暖化対策の推進

施策項目	主な取組項目
1 再生可能エネルギー等の活用	再エネ導入促進／水素社会の構築 ／バイオマスの利活用
2 省エネルギーの促進	省エネ促進（家庭、事業者、自動車等） ／県自らの取組
3 温暖化対策に資する地域環境の整備・改善	まちづくり／交通環境／都市緑化／森林整備・保全 ／木材の利活用／海の吸収源対策／フロン対策
4 気候変動への適応【新規】	防災、健康、農林水産、生態系等における適応策

第2節 循環型社会の構築

施策項目	主な取組項目
1 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進	ライフスタイルづくり／産業づくり ／ネットワークの形成／バイオマスの利活用
2 廃棄物等の適正処理の推進と不法投棄の防止	廃棄物の適正処理／不法投棄の根絶／不法ヤード対策 ／雑品スクラップ対策
3 残土の適正管理	残土の適正管理
4 再生土への対策の推進【新規】	再生土対策

第3節 豊かな自然環境の保全と自然との共生

施策項目	主な取組項目
1 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用	自然公園などの保全・整備／自然とのふれあいの推進
2 地域の特性に応じた環境の保全	里山・里海の保全／農地農村の保全／湖沼・沿岸域の保全 ／都市における緑の空間、水辺空間の整備

第4節 野生生物の保護と適正管理

施策項目	主な取組項目
1 生態系の保全と希少野生生物の保護・回復	生物多様性と生態系の保全／生態系保全に関する普及啓発
2 特定外来生物の早期防除	特定外来生物対策
3 有害鳥獣対策の強化	有害鳥獣対策

第5節 安全で安心な生活環境の保全

施策項目	主な取組項目
1 良好な大気環境の確保	工場・事業場等に対する対策／自動車排出ガス対策／大気環境の監視
2 良好な水環境の保全	工場・事業場等に対する対策／生活排水対策／水質の監視／湖沼・東京湾の水質保全対策／地下水対策
3 良好な土壌環境・地盤環境の保全	土壌汚染対策／地盤沈下対策
4 騒音・振動・悪臭の防止	騒音・振動の防止／航空機騒音の防止／悪臭の防止
5 化学物質・放射性物質への対策	化学物質の適正管理／農薬等の適正使用／放射性物質への対応

第6節 環境保全のための基盤的、横断的な施策の推進

施策項目	主な取組項目
1 環境学習の推進と環境保全活動の促進	環境学習の推進／環境保全活動の促進／環境情報の提供
2 環境保全の基盤となる施策の推進	環境影響評価の充実／調査研究体制の充実／ちば環境再生基金の充実と活用
3 環境と経済の好循環の創出【新規】	環境に配慮した経済活動の促進／環境ビジネスの支援・育成／グリーン・ブルーツーリズム等観光産業の振興／環境と調和した産業の振興
4 災害時等における環境問題への対応【新規】	災害廃棄物対策／有害物質飛散・漏えい対策

第4章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 県における推進体制

※本計画を総合的に推進するための県における推進体制について記載します。

2 各主体に求められる取組

※「県民（市民活動団体を含む）」「事業者」「市町村」ごとに期待される取組、行動指針を記載します。

第2節 計画の進行管理

- ・本計画に掲げる県の施策の進行管理について、マネジメントサイクル（PDC Aサイクル）に基づき、毎年度実施していきます。
- ・本県の環境の状況及び各種施策の進捗状況を把握し評価するため、「計画の進捗を示す指標」を活用します。